

やまがたスマイル企業認定制度実施要綱

1 目的

ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組んでいる企業等を県が認定して、広く周知することにより、企業の自主的な取組みを促進し、もって誰もが働きやすい職場づくりに資することを目的とする。

2 対象

対象となる企業等は、以下の（1）～（4）の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に活動拠点を有する企業、事業所、法人、団体等（国及び地方公共団体を除く。以下「企業等」という）であること。
- (2) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) 労働関係法令を遵守していること。
- (4) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

3 認定基準

「やまがたスマイル企業」の認定基準を次の（1）～（6）のとおり定める。詳細については、「別紙1」やまがたスマイル企業認定基準による。

《認定基準》

- (1) 安心して働く風土づくり
- (2) 働きやすい制度づくり
- (3) 仕事と家庭生活の両立支援
- (4) 男性の育児休業等の取得推進
- (5) 女性の活躍推進
- (6) 女性のキャリア形成支援

4 認定要件

「やまがたスマイル企業」の認定要件は、次の（1）～（3）のうち、いずれかに該当すること。

- (1) スマイル企業
6つの認定基準のうち、2つ以上の要件を満たす企業等
- (2) ゴールドスマイル企業
6つの認定基準のうち、3つ以上の要件を満たす企業等
- (3) ダイヤモンドスマイル企業
6つの認定基準のうち、5つ以上の要件を満たす企業等

5 認定の申請

- (1) 認定を希望する企業等は、「様式第1号」に必要事項を記入し、認定基準チェックリスト及び必要書類を添付の上、山形県産業労働部雇用・産業人材育成課働く女性サポート室あて郵送（電子メールやFAXも可）又は持参するものとする。
- (2) 申請期間は、毎年度5月から2月末日までとする。

6 認定の決定

知事は、申請のあった企業等について審査を行い、要件を満たす場合、「やまがたスマイル企業」に認定することとし、決定通知を送付する。

7 有効期間

- (1) 認定の有効期間は、認定証の交付の日から起算して3年を経過する日の属する月末とする。
- (2) 認定の更新を希望する場合は、有効期間の満了の日の1月前から15日前までの間に、申請するものとする。
- (3) 認定を辞退する場合は、「様式第2号」により、知事に届け出るものとする。
- (4) 「2 対象」に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、認定を取り消す場合がある。

8 変更の届出

次の項目に変更があった場合は、「様式第3号」により、知事に届け出るものとする。

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者の氏名

9 支援措置

「やまがたスマイル企業」に認定された企業等に対しては、「4 認定要件」に定める認定要件の区分に応じて、「別紙2」に掲げる支援措置を実施する。

附 則

この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

《認定区分》

【スマイル企業】

6つの認定基準のうち、2つ以上の要件を満たす企業等

【ゴールドスマイル企業】

6つの認定基準のうち、3つ以上の要件を満たす企業等

【ダイヤモンドスマイル企業】

6つの認定基準のうち、5つ以上の要件を満たす企業等

《認定基準》

1 安心して働く風土づくり

以下のうち1つ以上に該当すること。

- (1) 「やまがたイクボス同盟」に加盟している
- (2) 県が実施するセミナー等に参加し、上司や部下の意識改革、理解促進を行っている
(例：やまがたトップセミナー、山形県労働学院、男性育休キックオフセミナー 等)
- (3) 子育て支援研修、介護支援研修、働き方改革に関する研修等、従業員向け研修を実施している
- (4) 育児・介護・自己啓発・地域活動参加者等の体験談を社内報等で紹介している
- (5) 従業員の意見や要望、働き方改革に関するアイデアを聞いたり、その実態を把握するための機会を設けている（面接・面談、業務改善アンケートの実施、希望を聴取する機会の確保等）
- (6) 保護者の働いているところを子どもが見ることができる「子ども参観日」や親子でのイベントを実施している

※ (2)～(5)は、過去3年で2回以上。(6)は過去3年で1回以上。

2 働きやすい制度づくり

以下のうち2つ以上に該当すること。

- (1) ノー残業デーの実施など、所定外労働時間縮減のための制度を実施している
- (2) フレックスタイム制度やテレワーク制度を導入している
- (3) 多様な正社員制度を導入している（①短時間正社員制度②勤務地限定正社員制度③職種・職務限定正社員制度 のいずれか）
- (4) 勤務間インターバル制度を導入している
- (5) 多様な休暇制度を導入している（①子どもの学校行事への参加のための休暇②ボランティア休暇③自己啓発休暇④リフレッシュ休暇⑤不妊治療休暇 のいずれか）
- (6) 時間単位の有給休暇制度を導入している
- (7) 従業員の有給休暇取得率が平均60%以上である（申請前年度分の取得率）

3 仕事と家庭生活の両立支援

以下のうち1つ以上に該当すること

- (1) 従業員の仕事と生活の両立を支援する旨公表し、従業員にも周知している（例：経営方針や年度方針にワーク・ライフ・バランスを推進する旨を明記、「両立支援のひろば」に事業主行動計画を公表（100人以下企業のみ）、くるみん企業に認定されている等）
- (2) 育児・介護休業法で定める要件を超える以下のいずれかの両立支援制度を導入している
 - ①短時間勤務制度を3歳以上の子どもを育てる従業員も利用可能
 - ②所定外労働時間の免除制度を3歳以上の子どもを育てる従業員も利用可能
 - ③育児休業を2歳以上の子どもを育てる従業員も利用可能
- (3) 育児・介護休業法で定める両立支援制度のうち、以下のいずれかの制度を1カ月以上利用した従業員がいる（過去5年以内）
 - ①短時間勤務制度
 - ②所定外労働時間の免除制度
 - ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度
- (4) 育児・介護休業法で定める介護休業制度または介護休暇を3日以上取得した従業員がいる（過去5年以内）

4 男性の育児休業等の取得推進

以下のうち1つ以上に該当すること

- (1) 育児・介護休業法で定める育児休業制度を14日以上取得した男性従業員がいる（企業独自の育児目的休暇制度を設けている場合は、日数に合算可）
- (2) 配偶者出産休暇制度を設けており、取得率が70%以上ある
※いずれも過去5年以内

5 女性の活躍推進

以下のうち1つ以上に該当すること

- (1) 管理職（課長職以上、役員含む）に占める女性の割合が15%以上である
- (2) 役職者（係長級、現場責任者、リーダー等を含む）に占める女性の割合が25%以上である
- (3) 女性の活躍を推進する旨を公表し、従業員にも周知している（例：経営方針や年度方針に女性の活躍を推進する旨を明記、「女性の活躍推進企業データベース」に事業主行動計画を公表（100人以下企業のみ）、えるぼし企業に認定されている等）

6 女性のキャリア形成支援

以下のうち1つ以上に該当すること

- (1) 女性従業員に現業務のレベルアップを図るような研修（アップスкиリング）や、職種の拡大・転換を図るような研修（リスキリング）を受講させた、または資格取得のための費用を負担した
- (2) 非正規雇用の女性を正社員へ転換した
- (3) 過去に在籍した女性を正社員として再雇用した
- (4) 30歳以上の女性を正社員として採用した
- (5) 女性従業員をキャリアアップに資する雇用管理区分に転換した
※(1)は過去3年以内、(2)～(5)は過去5年以内

やまがたスマイル企業への支援措置

- (1) 認定マークの使用
- (2) 県のホームページ等による認定企業の紹介
- (3) 産業活性化支援資金、脱炭素社会推進資金第1号（山形県商工業振興資金融資制度）における優遇金利の適用
※ゴールドスマイル企業、ダイヤモンドスマイル企業のみ。
※詳細は、「山形県商工業振興資金融資制度要綱」及び「山形県商工業振興資金融資制度取扱要領」による。
- (4) 特別認定証の交付
※ダイヤモンドスマイル企業のみ。

様式第1号

やまがたスマイル企業申請書(兼)やまがたイクボス同盟参加申込書

年 月 日

企業 ・ 団体 等 の概要	名 称	ふりがな()			
	所在地	〒□□□一□□□□			
	代表者名				
	ホームページ	有 • 無 (どちらかに○)			
	業 種	1.建設業 2.製造業 3.電気・ガス・熱供給・水道業 4.情報通信業 5.運輸業、郵便業 6.卸売業、小売業 7.金融業、保険業 8.不動産業、物品賃貸業	9.学術研究、専門・技術サービス業 10.宿泊業、飲食サービス業 11.生活関連サービス業、娯楽業 12.教育、学習支援業 13.医療、福祉 14.複合サービス業 15.サービス業 16.その他	従業員等	計 人 (うち女性 人)
	※主たる業種に 1つだけ○をつ けてください				
	主たる 業務概要	(既存のパンフレット等の添付で可)			
	ご担当者	部 署		電 話	
				FAX	
職・氏名		E-mail (必須)			

「やまがたスマイル企業 認定基準チェックリスト」を確認し、該当する項目（1～6）に○をつけてください（2つ以上）

1 安心して働ける風土づくり	該当数が 2つ スマイル企業 3つ ゴールドスマイル企業 5つ ダイヤモンドスマイル企業
2 働きやすい制度づくり	
3 仕事と家庭生活の両立支援	
4 男性の育児休業等の取得推進	
5 女性の活躍推進	
6 女性のキャリア形成支援	

※この用紙に記載の内容及びチェックリストの内容は、県のホームページ等に掲載し、広く公表させていただきます。

(裏面あり)

様式第1号（裏面）

（やまがたイクボス同盟に加盟する場合は、□にレ点を記入してください。）

- 右記のやまがたイクボス同盟設立宣言趣意書に賛同し、やまがたイクボス同盟に加盟します。
- 加盟済

趣意書

やまがた企業イクボス同盟 設立宣言

人口減少・少子高齢化の進行により、社会を支える生産年齢人口が減少していく中、それらを克服し、「やまがた創生」を実現するためには、これまでの社会における男女の役割分担意識などの価値観を改めるとともに、長時間労働の見直しなど、働くすべての方が仕事と家庭生活を両立できるよう、企業が率先して取り組むことが求められる。企業自らの行動が、結婚・妊娠・出産・子育て、さらには介護にも温かい社会の実現につながり、企業も社会も活性化し、さらなる本県の発展にもつながっていく。

志を共にする私たちは、「やまがた企業イクボス同盟」の設立をここに宣言し、部下の仕事と家庭生活の両立を応援するイクボスとして、相互に連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの普及拡大を進め、女性が活躍し、男性の家事・育児が当たり前になり、働きながら安心して子どもを産み育てられる社会が実現するよう、全力で取り組む。

（以下の誓約内容を確認の上、□にレ点を記入してください。）

このたびの応募にあたり、次の事項について誓約します。

- 役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に関する以下の各号のいずれにも該当するものではありません。また、その経営に実質的に関与している企業、事業所、法人、団体等ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 労働関係法令を遵守しています。

- 公序良俗に反する事業を行っていません。

【提出方法】

下記必要書類を確認の上、下記提出先までご提出ください。

（必要書類）

- 様式第1号（本用紙）
- やまがたスマイル企業 認定基準チェックリスト
- 実績等を証明する添付書類

（提出先）

〒990-8570 山形市松波二丁目8の1 山形県雇用・産業人材育成課働く女性サポート室
FAX:023-630-2376 Mail:ykoyo@pref.yamagata.jp

やまがたスマイル企業辞退届

年 月 日

山形県知事 殿

(企業名)

(代表者名)

やまがたスマイル企業認定を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

辞 退 理 由	
---------	--

やまがたスマイル企業変更届

年 月 日

山形県知事 殿

(企業名)

(代表者名)

先に申請した内容を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更日 年 月 日

2 変更内容

変更する項目	変更前	変更後

